

青少年に向けたインターネットの安全に対する日本と欧州の取組と政策への提言

A policy making attempt of the internet safety for the youth,  
based on a policy review about EU and Japan

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科

Keio University Graduate School of Media Design

青山学院大学総合研究所 e ラーニング人材育成研究センター

Research Center for e-Learning Professional Competency

齋藤 長行

Nagayuki Saito

#### 要旨

近年、世界各国でインターネット・携帯電話の利用がきっかけとなって生ずる違法・有害情報問題に対して、国家レベルでの政策や民間での取組が行われている。我国においても2009年4月1日より「青少年インターネット利用環境整備法」が施行され、それにもない関係諸団体及び関係諸企業により実質的な取組が始められている。特に、この問題に対しては、インターネットを利用する青少年、親や教員に対しての情報リテラシーの普及・啓蒙活動が重要と言える。本発表では、EUと我国における現行のインターネット利用における情報リテラシーの普及・啓蒙政策について報告するとともに、今後の政策への提言について論ずる。

#### Abstract

In recent years, each government and private sector in the world had been taking some actions against illegal and harmful information problems caused by use of the internet and the cellular phone. Also in Japan, the "Act on Secure and Safe Internet Use Environment for the Youth" was enforced from April 1, 2009, in this connection, many substantive actions by related organizations and companies had begun. Especially, in these problems, it is important to carry out the spread and enlightenment of information literacy to children, parents, and teachers. This paper reports the spread and enlightenment policy of the information literacy about EU and Japan, and proposes a future policy.

キーワード：インターネットの安心安全 情報リテラシー 意識向上 Insafe

#### 1.背景と研究の意義

インターネットや携帯電話の ICT の利用は、対人コミュニケーションの手法に変化をもたらした。我々は ICT の利用により、非同期でかつ非集合のコミュニケーションが可能と

なり、より多面的な対人コミュニケーションが可能となった。このコミュニケーション形態の変化は人と人との関係及、人と組織との関係、組織と組織の関係に変化をもたらし、我々の社会のあり方さえも変える力を持っていると言えよう。

インターネット等のネットワークを介したコミュニケーションの手法はComputer Mediated Communication（以下：CMC）と呼ばれており<sup>i</sup>、CMC環境下におけるコミュニケーションに生ずる問題として特に注すべき点は、非言語情報を伝えることができないことと、インフォーマルなコミュニケーションが公知される恐れのあること等があげられる。このCMCの問題は、青少年においてより顕著に現れている。①ネットワーク環境の公共性を認識しないままでの個人情報の揭示②その個人情報を利用した犯罪者からの接触③ネットワーク上におけるいじめ、誹謗・中傷行為④青少年の発達段階にそぐわない情報の取得などがあげられ、青少年に対する早急の取組が必要であることが議論されている。

青少年に対するこれらの問題に対し、規制する方向での議論も多くあるが、規制は必ずしもよい結果をもたらすとはいえないであろう。なぜなら、ICTを利用することで得られるはずの便益を青少年から奪うことにつながるからである。Byron(2008)は子どもからICTを奪うことはプールでの水泳の仕方を教えないことと同義であるとして、ICT利活用の情報を青少年、親、教師等に提供し、社会全体での意識向上の取組を行うことが必要であると指摘している<sup>ii</sup>。ICTを青少年から取り上げることが、必ずしも社会にとって最善の選択であるとは言えないであろう。次の議論では、青少年のインターネットの安心安全に対する施策を国家間の連携によって行っているEUの取組について考察する。

## 2.EU のインターネットの安心安全政策

### 2-1.EU の ICT 政策

欧州委員会は 2005 年 6 月に「i2010—欧州情報社会における成長と雇用」を発表した。インターネットの安心安全における政策はこの 3 つの柱の中の「情報化社会における欧州の単一の市場の形成」に組み込まれており<sup>iii</sup>、「セキュリティ」分野の目標としてインターネット上の詐欺行為、有害コンテンツや技術面での障害などに対するセキュリティを強化することを掲げている。さらに、「i2010—欧州におけるデジタル未来の整備」と題した中間報告においては、デジタル環境を利用する消費者に対しての長期的な政策として、「Safer Internet 2009-2013」を施行し、青少年の保護と違法コンテンツの排除を打ち出している<sup>iv</sup>。この新たな政策では 4 つの基本的な政策の方向性として以下の目標があげられている。①社会的な意識の向上を目指す②違法コンテンツ及び有害コンテンツに対抗策を講じる③安全なオンライン環境を促進する④知識ベースを構築するである。

違法コンテンツの取り締まりに関しては、InHop が違法コンテンツを通報する窓口として各国と連携してホットライン機能を果たしている。社会的な意識の向上政策に関しては、「Safer Internet」プログラムにより設立された Insafe が、ネットいじめ (Cyber-bullying) や、子どもへの誘惑行為 (grooming) について子ども、保護者、学校関係者や社会一般に

むけて、意識の向上のための取組を行っている。(参照：図 1)

## 2-2. EU の ICT 利活用の意識向上政策

Insafeのネットワークとして国レベルで意識向上のための活動を行っているのが、各国におけるInsafe連携拠点でありEU域内 26 カ国の連携拠点による意識向上のネットワークが構成されている<sup>v</sup>。この連携拠点は教育関連にとどまらず、メディア規制・監視団体、公的教育機関、消費者保護団体、青少年保護団体、通信産業界等が母体となり、コンソーシアムを形成するなどして、意識向上のための取組を行っている。さらに、欧州委員会は安全・安心のための意識向上を図るためにホットライン機関とヘルプライン機関との連携を図ることを奨励しており、多くの国で“combined nodes”としてホットラインの窓口とヘルプラインの窓口を有しているInsafe連携拠点多く存在する。

Insafeでは、毎年 2 月に欧州域内のインターネットの安心・安全のためのキャンペーンを開催している。特に、青少年のインターネット及び携帯電話使用における安全だけにとどまらずに、メディアの上手な利用方法についての情報提供にも力を注いでいる。Safer Internet Day 2009 では、欧州委員会がネットいじめに関するビデオクリップを発表し、青少年に対し情報を提供し注意を促している。ビデオクリップの内容はインターネットの SNS サイトでネットいじめにあった少女が、SNS サイトの管理者にネットいじめにあったことを通知し、問題を解決するストーリーとなっている<sup>vi</sup>。

## 3. 我国の ICT 利活用における意識向上政策

我国においては「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」が 2008 年 6 月 18 日に公布、2009 年 4 月 1 日より施行されており、政府が表現の自由を尊重し、多様な情報の送受信を不当に制約しないことと、事業者・事業団体の自主的な取組を尊重し、有害情報の基準の設定には干渉せずに支援を行うことが付帯決議として織り込まれている<sup>vii</sup>。

この法律の基本理念は「青少年が主体的にインターネットにおいて情報を取捨選択し、適切に情報発信を行う能力を習得すること」、「民間における自主的かつ主体的な取組を国及び地方公共団体はこれを尊重する」ことであり、これをうけて、民間の様々な取組を集約した活動拠点として「安心ネットづくり促進協議会（以下：協議会）」が 2008 年 10 月に発足した。この協議会では民間における各地域の取組を集約しそれを社会において共有することで、NPO や企業など各方面で活動する組織間での創意工夫と議論の場を提供することを活動の趣旨としており、2009 年度より全方位的な意識向上に向けた取組が行われている。

## 4. 我国の ICT 利活用における意識向上に向けた政策への提言

協議会の発足により、青少年のインターネット利用に係る諸団体が全方位的に終結し、情報リテラシーの意識向上の取組が開始されることは、我国社会にとって有意義なも

のと言える。ここでは、我国よりも先駆けて国家機関同士が連携して意識向上の取組を行っている EU の事例を踏まえた上で、以下に我国の意識向上に向けた取組への提言を行う。

#### (1)関係諸団体が開発した教材の共有化

これまでの意識向上への取組は関係団体が連携して行われてこなかった。したがって、各団体・組織が独自に啓発教材を開発・運用しており、同様の内容の教材が重複して存在していた。また、啓発教材の利用者も、年齢（発達段階）や社会的立場（親・教員等）によって学ぶ教材に違いが出てくるはずである。これらの対象者に適した啓発教材を集約・紹介し、利活用を促す取組が必要である。

#### (2)青少年の感性に合致する意識向上政策

Insafeの各国集合拠点の啓発サイトは子どもたちを対象としたデザインになっており、楽しく遊びながら情報リテラシーについての知識を身に付けることができるように設計されている<sup>viii</sup>。我国の啓発サイトの多くは子どもの視点になっていない。子どもが自発的に啓発サイトを利用したいと思うにはPOPな感性が重要になるといえる。

#### (3)国際間での連携

Insafe では EU 域内にとどまらず、世界的な連携を目指している。現在アルゼンチン、オーストラリア、米国の集合拠点が域外から加盟しており、情報の共有を行っている。我国の集合拠点である協議会も国際連携の輪に参加することで、各国と情報を共有できるとと、更なる議論の深まりや、我国国内に向けた啓蒙活動につながる*といえる*。

#### (4)親への教育とペアレンタル・コントロールの促進

子どもに対し親の携帯電話利用に関する適切な助言が重要である。親のメディアリテラシー能力を高めるための支援策を講じ、家庭でのペアレンタル・コントロール（親による携帯電話利用のルール決めや監督）が行われることが望ましい。

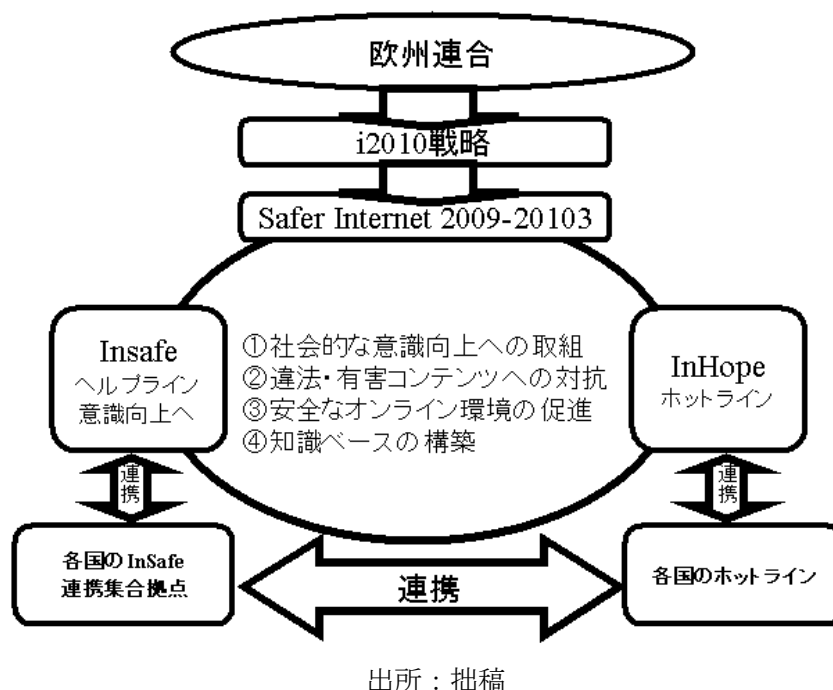
#### (5)学校教員の研修支援策

Insafeの各国集合拠点では、小・中学校の教員向けの情報リテラシーに関する研修が行われており、教員による啓蒙活動をサポートしている。我国では、平成 23 年度より学習指導要領が改訂され<sup>ix</sup>、小・中学校の授業科目に情報リテラシーについての指導を織り込まなければならないのだが、全ての小・中学校の教員が情報リテラシーを教えることができる状況にはいたっていない。学校教員が研修を受けることを支援する施策が必要だ*といえる*。

### 5.まとめ

本稿では EU における情報リテラシーの意識向上における諸取組を踏まえたうえで、我国における意識向上への取組について議論し、政策提言を行った。我国においては、これまで全国的な規模で利用者の情報リテラシーを育てる活動が行われてこなかった。法律面・技術開発面での環境整備と平行して、国民の情報リテラシーを育て、社会規範にまで高めていくことが重要である*といえる*。

図 1:EU のインターネットの安心安全における政策及び諸機関の俯瞰図



i 松田英子・岡田考二 (2005) 「Computer-Mediated Communicationにおける対人相互作用場面の心理学的分析—対人信頼感、攻撃性および感情抑制スキルの検討—」, 『メディア教育研究』, 第2巻, 第1号, pp.159-173

ii Byron, Tanya (2008) "Safer Children in a Digital World: the report of the Byron Review".

iii European Commission (2005) "i2010-A European Information Society for growth and employment", COM(2005)229 final.

iv European Commission (2008) "Preparing Europe's digital future i2010 Mid-Term Review", COM(2008)199 final.

v加盟国数は2008年9月時点のものである。参照：Insafe annual report 2008: Promoting safe and responsible use of online technology

vi Block Bullying Onlineのトップページ: <http://keepcontrol.eu/>

vii 内閣委員会(2008)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案に対する付帯決議」

viii EU各国の連携集合拠点の啓発サイトはInsafeのポータルサイトから参照できる。:

<http://www.saferinternet.org/ww/en/pub/insafe/focus.htm>

ix 文部科学省: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm)

総務省(2009)「安全で安心なインターネット環境整備のためのプログラムー「安心ネットづくり」促進プログラムー」

中村竜太郎(2008)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律について」,『Research Bureau 論研』5, pp.263-275

中谷幸司(2008)「法令解説 青少年インターネット利用環境整備法の制定ー青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」,『時の法令』(1822) pp.29-39

吉岡良平「違法・有害情報対策と第三者機関 EMA の取組」,『ITU ジャーナル』Vol.39 ,No.3,pp.-25-29

Insafe annual report 2008 :Promoting safe and responsible use of online technology

European Commission(2008)“Safer Internet plus :A multi-annual Community Programme on promoting safer use of the Internet and new online technologies”.

European Commission(2008)“establishing a multiannual Community programme on protecting children using the Internet and other communication technologies IMPACT ASSESSMENT”,SEC(2008)242.

European Commission(2005)“i2010-A European Information Society for growth and employment” ,COM(2005)229 final.

Flash Eurobarometer 248 (2008):“Towards a safer use of the Internet for children in the EU – a parents’ perspective Analytical report”.